

小学校・中学校
特別支援学級・通級指導教室
～ 教育課程ハンドブック ～



沖縄県教育委員会
令和6年 4月

目 次

第Ⅰ部 特別支援学級 編

第Ⅰ章 特別支援学級の法的位置づけと対象	
1 特別支援学級とは	1
2 特別支援学級対象の児童生徒について	2
第Ⅱ章 特別支援学級の実施	
1 教育課程の考え方	3
2 教育課程の編成について	5
3 各教科等の指導について	9
4 各教科等を合わせた指導について	10
5 学習評価について	11
6 自立活動について	12
7 障害種別の教育課程編成の例	14
8 交流及び共同学習について	17
9 個別の教育支援計画と個別の指導計画	18
10 特別支援学級担任の役割について	21
第Ⅲ章 特別支援学級の「弾力的運用」	
1 特別支援学級の「弾力的運用」とは	22
2 「弾力的な運用」の実例	22
3 特別支援学級の「弾力的運用」の留意点	24

第Ⅱ部 通級指導教室 編

第Ⅰ章 通級指導教室の法的位置づけと対象	
1 「通級による指導」とは	26
2 「通級による指導」対象の児童生徒について	27
第Ⅱ章 通級指導教室の実施	
1 特別の教育課程について	28
2 通級による指導形態について	28
3 通級指導教室での指導内容	29
4 通級による指導の授業時数について	32
5 個別の教育支援計画と個別の指導計画について	32
6 指導要録への記載について	32
7 通級指導教室担当教員の役割について	33

第Ⅰ部

特別支援学級 編

第1章 特別支援学級の法的位置づけと対象

1 特別支援学級とは

特別支援学級は、以下の学校教育法第81条によって位置付けられています。

障害のあるため、通常の学級における教育では十分な教育効果を上げることが困難な児童生徒等のために特別に編成された学級です。

学校教育法第81条第2項に示された障害のある児童生徒に対して、その障害の状態や教育的ニーズに応じた指導を行います。単に個別での学習を行うための学級ではないこと等に留意が必要です。

そのために、通常学級と同じ教育課程ではなく、児童生徒の特性に応じた特別の教育課程が必要となります。学校教育法第81条第1項の「障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行うものとする」について、学習指導要領では、自立活動を特別の教育課程に取り入れることが示されました。

【学校教育法】

(特別支援学級)

第81条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 1 知的障害者
- 2 肢体不自由者
- 3 身体虚弱者
- 4 弱視者
- 5 難聴者
- 6 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

3 前項に規定する学校においては、疾病により療育中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

【学校教育法施行規則137条】

特別支援学級は、特別の事情のある場合を除いては、学校教育法第81条第項各2号に掲げる区分に従って置くものとする。

2 特別支援学級対象の児童生徒について

特別支援学級の入級対象となる児童生徒については、以下のように示されています。

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」
（平成25年10月4日付25文科初第756号）

種類	障害の程度
知的障害者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの
肢体不自由者	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの
病弱者及び身体虚弱者	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの
自閉症・情緒障害者	一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度もの

「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの場の充実に向けて～」(令和3年 6月文部科学省初等中央教育局特別支援教育課)の第3編「障害の状態等に応じた教育的対応」には、各障害種ごとに「教育的ニーズ」や「学校や学びの場と提供可能な教育機能」、「障害の状態の理解」等が記載されています。担当するお子さんの障害の状態の把握等の参考になりますので、ぜひ、目を通しておきましょう！



第2章 特別支援学級の教育課程

Ⅰ 教育課程の考え方

特別支援学級は小学校・中学校の学級の一つであり、学校教育法に定める小学校・中学校の目的及び目標を達成するものでなければなりません。

しかしながら、対象となる児童生徒の障害の種類、程度等によっては、障害のない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があります。

そのため、特別支援学級に係る教育課程については、学校教育法施行規則第138条に、次のように規定されています。

【学校教育法施行規則第138条】

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、(中略)特別の教育課程によることができる。

特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方については、小・中学校学習指導要領総則に次のように示されています。

【小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領 第1章総則 第4の2の(1)のイ】

特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・

中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

上記(イ)のように、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりする場合には、保護者等に対する説明責任や指導の継続性の担保の観点から、理由を明確にして教育課程の編成を工夫することが重要です。

また、各教科の目標設定については、次のような手順を踏むようにします。

〈各教科の目標設定に至る手続きの例：知的障害〉

a 小学校(中学校)学習指導要領の第2章各教科に示されている目標及び内容について、次の手順で児童生徒の習得状況や既習事項を確認する。

・当該学年の各教科の目標及び内容について

・当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について

b aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障害者である児童を教育する特別支援学校小学部(中学部)の各教科の目標及び内容についての取扱いを検討する。

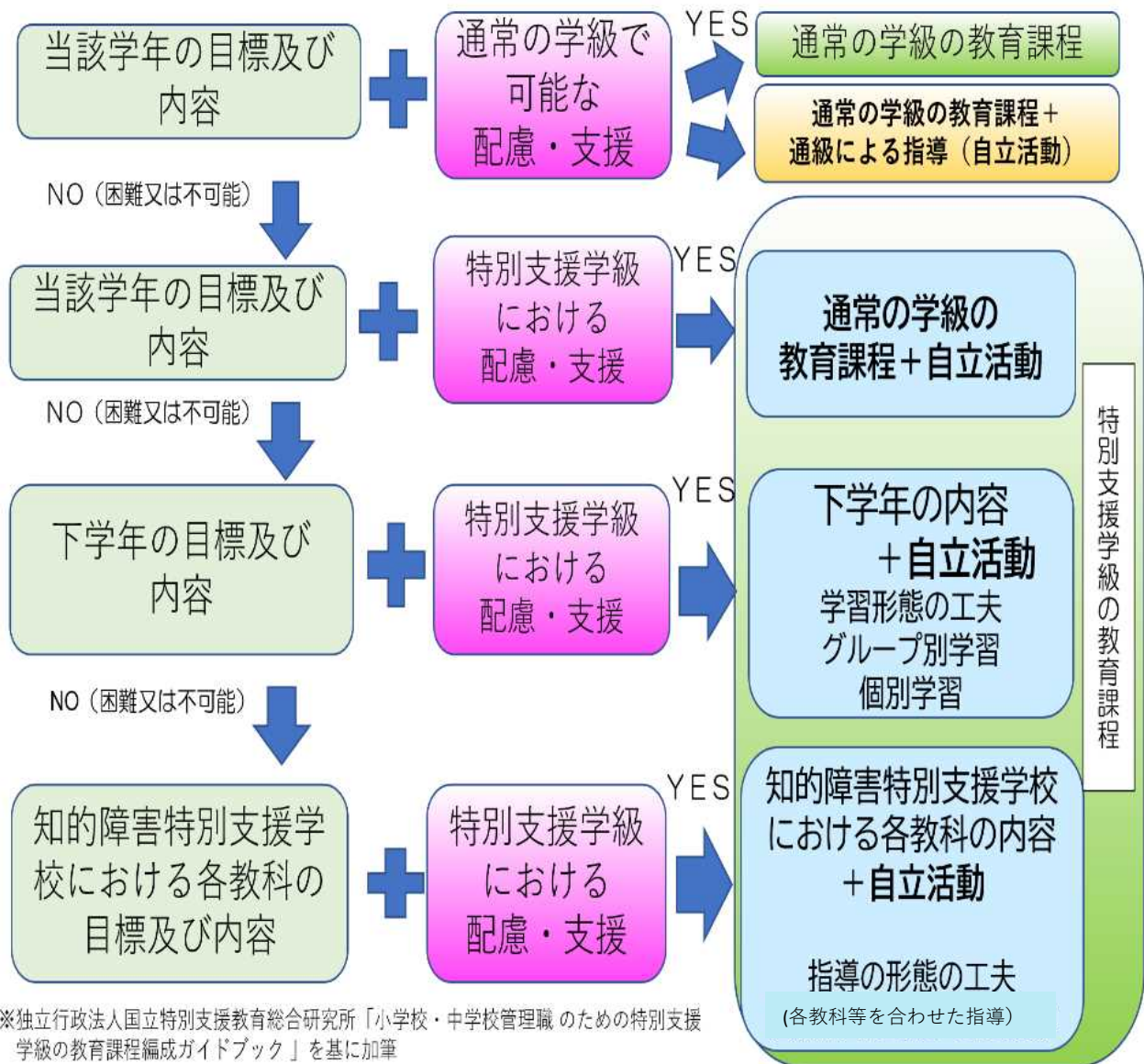
c 児童生徒の習得状況や既習事項を踏まえ、小学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。

d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

小学校学習指導要領(平成29年告示)解説総則編(平成29年7月)p110

中学校学習指導要領(平成29年告示)解説総則編(平成29年7月)p109

教育課程編成の基本的な考え方



2 教育課程の編成について

(1) 小学校特別支援学級における教育課程

①【小学校の教育課程】(通常の学級)

区 分	第1・2学年	第3・4学年	第5・6学年
各教科	国語	国語	国語
	算数	社会	社会
	生活	算数	算数
	音楽	理科	理科
	図画工作	音楽	音楽
	体育	図画工作	図画工作
		体育	家庭
			体育
			外国語
特別の教科道徳	道徳	道徳	道徳
外国語活動		外国語活動	
総合的な学習の時間		総合的な学習の時間	総合的な学習の時間
特別活動	特別活動	特別活動	特別活動

②【小学校特別支援学級(知的障害を除く)の教育課程の例】

区 分	第1・2学年	第3・4学年	第5・6学年
各教科	国語	国語	国語
	算数	社会	社会
	生活	算数	算数
	音楽	理科	理科
	図画工作	音楽	音楽
	体育	図画工作	図画工作
		体育	家庭
			体育
			外国語
特別の教科道徳	道徳	道徳	道徳
外国語活動		外国語活動	
総合的な学習の時間		総合的な学習の時間	総合的な学習の時間
特別活動	特別活動	特別活動	特別活動
自立活動	自立活動	自立活動	自立活動

③【知的障害のある小学校特別支援学級のエ育課程の例】

ア 小学校第2学年 一部下学年の教科に替えた教育課程

区 分	通常学級の第1・2学年		2 学年
各教科	生 活	→	生活
	国 語	下学年に替える	国語（1 学年）
	算 数	下学年に替える	算数（1 学年）
	音 楽	→	音楽
	図画工作	→	図画工作
	体 育	→	体育
特別の教科道徳	道徳	→	道徳
総合的な学習の時間			
外国語活動			
特別活動	特別活動	→	特別活動
			自立活動

イ 小学校第2学年 知的障害特別支援学校のエ育課程を参考にした教育課程

区 分	通常学級の第1・2学年		2 学年
各教科	生 活	→	生活
	国 語	特別支援学校に替える	国語（※知3段階）
	算 数	下学年に替える	算数（1 学年）
	音 楽	→	音楽
	図画工作	→	図画工作
	体 育	→	体育
特別の教科道徳	道徳	→	道徳
総合的な学習の時間			
外国語活動			
特別活動	特別活動	→	特別活動
			自立活動

※知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校小学部の各教科の3段階を（知3段階）と表記

【①知的障害特別支援学校の各教科について】

各教科の内容は、学年別には示さず、小学部は3段階、中学部は2段階、高等部は2段階で示しています。これは、対象とする児童生徒の学力などが、同一学年であっても、知的障害の状態や経験等が様々で個人差が大きいため、段階を設けて示した方が個々の児童生徒の実態に即し、各教科の内容を選択して指導しやすいからです。

知的障害特別支援学校の小学部の「生活」は、小学校1・2年生の「生活」と同じ名前ですが、内容は大きく異なります。知的障害特別支援学校の「生活」の具体的な内容は、「ア 基本的生活習慣」「イ 安全」「ウ 日課・予定」「エ 遊び」「オ 人との関わり」「カ 役割」「キ 手伝い・仕事」「ク 金銭の扱い」「ケ きまり」「コ 社会の仕組みと公共施設」「サ 生命・自然」「シ ものの仕組みと働き」の12の内容から構成されています。

(2) 中学校特別支援学級における教育課程

①【中学校の教育課程】(通常の学級)

区 分	第1～3学年
各教科	国 語
	社 会
	数 学
	理 科
	音 楽
	美 術
	保健体育
	技 術・家 庭
	外 国 語
特別の教科 道徳	道徳
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間
特別活動	特別活動

②【中学校特別支援学級（知的障害の除く）の教育課程の例】

区 分	第1～3学年
各教科	国 語
	社 会
	数 学
	理 科
	音 楽
	美 術
	保健体育
	技 術・家 庭
	外 国 語
特別の教科 道徳	道徳
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間
特別活動	特別活動
自立活動	自立活動

③【知的障害特別支援学校の教育課程を参考にした中学校特別支援学級の教育課程の例】

中学校第3学年

区 分	通常の学級の第3学年		第3学年
各教科	国 語	下学年に替える	国 語(1年)
	社 会	一部下学年に替える	社 会
	数 学	下学年に替える	数 学(2年)
	理 科	一部下学年に替える	理 科
	音 楽		音 楽
	美 術		美 術
	保健体育		保健体育
	技 術・家 庭	特別支援学校に替える	職 業・家 庭(知2段階)
	外 国 語		外 国 語
特別の教科 道徳	道徳		道徳
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間		総合的な学習の時間
特別活動	特別活動		特別活動
			自立活動

【②知的障害特別支援学校の各教科について】

「技術・家庭」はなく、「職業・家庭」になります。中学校の「家庭」と同じ名前ですが、目標・内容は異なります。

(3) 特別の教育課程編成上の留意点

特別の教育課程を編成する場合、知的障害のない児童生徒と知的障害のある児童生徒の場合では、留意点が異なります。次に示したことに留意して教育課程を編成しましょう。

	知的障害のない児童生徒の場合	知的障害のある児童生徒の場合
各教科	○小・中学校の当該学年の各教科	児童生徒の実態把握を十分に行い、各教科の目標や内容、指導の形態を考え、児童生徒の実態に合わせて編成します。
	○小・中学校の学習指導要領に基づく当該学年の各教科の内容で対応するのが難しい場合 →各教科の目標・内容を、下学年の目標・内容に替えることができます。 →合科的・関連的な指導を行うことができます。	
		→知的障害特別支援学校の各教科に替えることができます。 →特に必要がある場合、各教科等を合わせた指導を行うことができます。 (どの教科の どの内容を合わせて指導するのかを明確にしておく必要があります)
道徳科	○通常の学級と同様に、必ず実施します。	○通常の学級と同様に、必ず実施します。ただし、各教科等を合わせて指導を行う場合、その指導の形態の中に含めて行うこともできます。
特別活動	○通常の学級と同様に、必ず実施します。	○通常の学級と同様に、必ず実施します。ただし、各教科等を合わせて指導を行う場合、その指導の形態の中に含めて行うこともできます。
自立活動	○障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うための領域「自立活動の時間における指導」を教育課程に位置付けます。 ○自立活動の授業時数は、個々の児童生徒の障害の状態に応じて、適切に定めます。	
	○ <u>必ず実施します。</u>	○ <u>必ず実施します。</u> ただし、各教科等を合わせて指導を行う場合、その指導の形態の中に含めて行うこともできます。
外国語活動及び外国語 (小学校)	○通常の学級と同様に、3、4年生は外国語活動を、5、6年生は外国語を必ず実施します。	○原則は、通常の学級と同様に、3、4年生は外国語活動を、5、6年生は外国語を実施します。 〈実施しない場合〉 知的障害特別支援学校(小学校)と同様の教育課程上の取扱いをする等、妥当な理由が必要となります。 ※知的障害特別支援学校小学部では、目安として国語科の3段階の児童を対象に、外国語活動を設けることもできます。
総合的な学習の時間	○通常の学級と同様に、小学校3年生以上は必ず実施します。	○原則は、通常の学級と同様に小学校3年生以上は実施します。 〈実施しない場合〉 知的障害特別支援学校(小学校)と同様の教育課程上の取扱いをする等、妥当な理由が必要となります。 ※知的障害を対象とする特別支援学校の小学部の教育課程に総合的な学習は設定されていません。中学部には設定されています。

〈関連法令〉

【学校教育法施行規則第126条】

特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができる。

【学校教育法施行規則第127条】

特別支援学校の中学部の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができる。

3 各教科等の指導について（知的障害のある児童生徒）

対象となる児童生徒の実態によって、指導を行う教科やその授業時数の定め方は異なっています。したがって、教科別の指導を計画するに当たっては、教科別の指導で扱う内容について、一人一人の児童生徒の実態に合わせて、個別的に選択・組織しなければならないことが多く、その場合、一人一人の児童生徒の興味・関心、学習状況、生活経験等を十分に考慮することが大切です。

特に、児童生徒の個人差が大きい場合には、一斉授業の形態で進める教科別の指導は困難であることから、それぞれの教科の特質や指導内容に応じて小集団を編成し個別的手立てを講じるなどして、個に応じた指導を徹底する必要があります。

各教科等の指導は、児童生徒が自立、社会参加するため、各教科の目標を踏まえつつ、各教科等を合わせた指導等と互に関連をもたせて指導することが大切です。

【留意事項】

小・中学校学習指導要領における各教科の目標や内容と知的障害特別支援学校小・中学部における各教科の目標、内容には違いがありますので、教育課程を編成される際には、十分に確認した上で児童生徒の実態と照らし合わせて教育課程の編成を検討してください。

4 各教科等を合せた指導について

知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、特に必要がある場合、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができます。

知的障害特別支援学級においては、「各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部または一部について合わせて授業を行うこと」（学校教育法施行規則第130条第2項）が認められており、各教科等を合せた指導を行うことが可能です。

ただし、知的障害特別支援学校小・中学部の教育課程を参考にする場合であっても、総合的な学習の時間を合わせて指導することはできません。

また、各教科、特別な教科である道徳、特別活動のそれぞれの目標及び内容を基にして、それらの目標の系統性や内容の関連性に十分配慮しながら、指導目標、指導内容、指導の順序、指導の時間配当等を十分に明らかにした上で、適切に年間指導計画等を作成する必要があります。

その際、個々の児童生徒に必要な自立活動の指導目標及び指導内容との関連性にも十分留意する必要があります。

各教科等を合せた指導の形態としては、

①日常生活の指導 ②遊びの指導 ③生活単元学習 ④作業学習 があげられます。

知的障害のある児童生徒に対して行う教育では、自立的な生活の実現を目指し、一人一人の児童生徒の発達の状態に応じて指導することを基本にしています。

→評価は各教科それぞれで評価を行います。



5 学習評価について

(1) 学習評価の意義

学習評価は、児童生徒の学習の状況及び学習の成果を確かめることであり、その評価に基づき、学習の成果を次の段階の指導に生かすことです。学習評価は、学習指導の改善や学校における教育課程全体の改善に向けた取組と効果的に結び付け、学習指導に係るPDCAサイクルの中で適切に実施されることが重要です。

※指導と評価の一体化・・・PDCAサイクルを繰り返しながら、適切な見直しや改善を図ること

Plan・・・教育課程の編成、各教科等の学習指導の目標や内容、指導計画、評価計画

Do・・・指導計画を踏まえた教育活動の実施

Check・・・児童生徒の学習状況の評価、それを踏まえた授業や指導計画等の評価

Action・・・評価を踏まえた授業改善や個に講じた指導の充実、指導計画等の改善

(2) 障害のある児童生徒の学習評価について

障害のある児童生徒の学習評価は、以下の考え方を踏まえて行います。

◎学習評価に関する基本的な考え方は、障害のある児童生徒においても同様です。

◎障害のある児童生徒については、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導や指導方法の工夫を行い、観点別学習状況を踏まえた評価を適切に行います。



～各教科等を合わせた指導の評価について～

各教科等を合わせた指導の指導形態で評価する場合は、学習指導要領に示す各教科等（合わせて行った各教科それぞれ）の目標・内容に照らし、各教科等の評価の観点を踏まえ、具体的に定めた指導内容、実現状況等を簡条書き等により文章で端的に記述します。

記述は、個別の指導計画に基づいて、それぞれの合わせた教科について

- ① どのような知識・技能が身に付き（知識及び技能）
- ② どのように思考・判断・表現していたか（思考力・判断力・表現力等）
- ③ どのような態度で取組んでいたか（主体的に学習に取り組む態度）

について簡潔に記します。その際、題材や単元のみでの評価にならないように注意しましょう。

(3) 指導要録の作成について

指導要録の記載については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善」特別支援学級に在籍する生徒の指導に関する記録については、必要がある場合、特別支援学校小学部（中学部）の指導要録に準じて作成する。」とされています。

また、「障害のある児童生徒について作成する個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合には、当該個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。」とされています。

なお、指導要録の様式については、各市町村教育委員会において定められています。

6 自立活動について

(1) 自立活動とは

障害のある児童生徒は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまづきや困難が生じるため、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要です。このため、自立活動の領域を設定し、それらを指導することによって、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指しています。また、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っています。

(2) 自立活動の教育課程上の位置付け

自立活動は、「個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」ことをねらいとしています。

この自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導において、密接や関連を図って行わなければなりません。このように、自立活動は障害のある児童生徒の教育にとって、教育課程上重要な位置を占めていると言えます。

(3) 自立活動の指導の基本

自立活動の指導に当たっては、個々の児童生徒の的確な実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、個別に指導目標や具体的な指導内容を定めて個別の指導計画を作成します。自立活動の指導は、それに基づいて個別指導の形態で行われることが多いですが、指導目標を達成する上で小集団や集団での形態での指導することが効果的な場合も考えられます。

(4) 自立活動の「内容」

自立活動の「内容」は、人間としての基本的な行動を遂行するために、必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されており、それらの代表的な要素である27項目を6区分に分類・整理したものです。

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章第2章の内容】

1 健康の保持 (1)生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2)病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3)身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。 (5)健康状態の維持・改善に関すること。	2 心理的な安定 (1)情緒の安定に関すること。 (2)状況の理解と変化への対応に関すること。 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
3 人間関係の形成 (1)他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2)他者の意図や感情の理解に関すること。 (3)自己の理解と行動の調整に関すること。 (4)集団への参加の基礎に関すること。	4 環境の把握 (1)保有する感覚の活用に関すること。 (2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。 (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。 (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
5 身体の動き (1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2)姿勢保持と運道・動作の補助手段の活用に関すること。 (3)日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4)身体の移動能力に関すること。 (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。	6 コミュニケーション (1)コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2)言語の受容と表出に関すること。 (3)言語の形成と活用に関すること。 (4)コミュニケーションの手段の選択と活用に関すること。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関すること。

※児童生徒の実態把握を基に、個々の児童生徒に必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定します。よって、自立活動の「内容」は、個々の児童生徒に、そのすべてを指導すべきものとして示されているものではないことに十分留意する必要がある。

(5)指導目標及び具体的な指導内容の設定

①指導目標の設定

指導目標の設定に当たっては、個々の児童の実態把握に基づき、整理・抽出された指導すべき課題を踏まえ、長期的な観点に立った指導目標とともに、当面の短期的な観点に立った指導目標（ねらい）を設定します。長期的な観点に立った指導の目標を達成するためには、児童生徒の実態に即して必要な指導内容を段階的、系統的に取り上げることが大切です。

②具体的な指導内容の設定

◎主体的に取り組む指導内容

児童生徒が興味を持って主体的に取り組む、成就感を味わうとともに成長に即して自己を肯定的にとらえることができるような指導内容を取り上げることが大切です。

◎改善・克服の意欲を喚起する指導内容

児童生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げることが大切です。

◎発達の進んでいる側面を伸ばすような指導内容

児童生徒が、発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面をさらに伸ばすような指導内容を取り上げることが大切です。発達の進んでいる側面をさらに促進させることによって、児童生徒が自信をもって活動や学習に取り組むなど意欲を喚起し、遅れている面の伸長や改善に有効に作用することも少なくありません。したがって、具体的な指導内容の設定に際しては、個々の児童生徒の発達の進んでいる側面にも着目し、指導内容を設定することが大切です。

◎自ら環境を整える指導内容

児童生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げることが大切です。

◎自己選択・自己決定を促す指導内容

児童生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げることが大切です。

◎自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような指導内容

児童生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げることが大切です。

※具体的には、「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」を参照してください。

自立活動の内容の項目ごとに、障害種に応じて具体的な指導内容と留意点が示されています。

※沖縄県総合教育センター 特別支援教育班のホームページにて令和4年4月「自立活動ハンドブック」が掲載されていますので参照ください。

(6)自立活動の時間に充てる授業時数

自立活動の時間に充てる授業時数は、児童生徒の障害の状態や指導内容に応じて必要な時間を定めるものとします。年間の授業総時数は、通常の学級と同じですが、各教科の授業時数は、それぞれ年間の授業時間数を適切に定めることになります。この場合には、特定の教科の時数が0（ゼロ）時間にならないようにします。

7 障害種別の教育課程編成の例

例Ⅰ 自閉症・情緒障害特別支援学級

①障害の特性に応じた教育課程の方針

当該学年の学習指導要領の学習内容（一部下学年対応可）に自立活動を加えて編成します。「自立活動の時間」における指導として授業時数を特設して指導します。自立活動では、人とのかかわりを円滑にし、コミュニケーションをよりスムーズにして、生活する力を育てることを大切に、「人間関係の形成」や「心理的な安定」、「コミュニケーション」を中心に具体的な指導内容を設定して指導します。

- 自立活動の指導は、自立活動の時間における指導だけでなく、各教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通じて適切に行わなければなりません。
- 自立活動の具体的な指導内容は、児童生徒の実態把握を基に、指導内容の要素である6区分27項目の中から、個々の児童生徒に必要とされる項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定します。

⇒「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」を参照

② 週時程の例 は特別支援学級での指導

	月	火	水	木	金
1	国語（下学年）	外国語	数学	外国語	学級活動
2	数学	数学	外国語	国語（下学年）	国語（下学年）
3	社会	理科	自立活動	道徳	保健体育
4	総合/美術	美術	理科	理科	総合/音楽
5	保健体育	保健体育	技術/家庭科	社会	社会
6		自立活動	技術/家庭科	自立活動	音楽

※「総合的な学習の時間」を「総合」と表記

（ア）対象生徒Aさん

- 中学校第1学年、主たる障害は自閉症（知的障害はない）
- 予定が変わると不安になり、パニック状態になることがある。

（イ）週時程作成の留意点

- 週の途中で生活を振り返り、次に生かしたり、予定を把握して見通しを持たせたりするために、火・木曜日の6時間目に自立活動の時間を設定します。
- 生徒の実態に応じて国語を前の学年（小学校第6学年）の目標及び内容に替えます。
- 自立活動の時間に充てる授業時数は、生徒の障害の状態や指導内容に応じて年間105時間に設定します。国語、外国語、数学の授業時数から週1時間ずつを充てます。

※生徒Aさんの場合の例です。児童生徒の実態に合わせて自立活動の時間を設定しましょう。

例2 知的障害特別支援学級

① 障害の特性に応じた教育課程の方針

基本的には学習指導要領(小)(中)に基づいて編成しますが、児童生徒の知的障害の程度に応じて、工夫された教育課程が必要でありその場合、当該学年より下学年の教科の内容や児童生徒の実態に応じて知的障害特別支援学校の教科を取り入れ、自立活動を加えて編成します。

知的障害のある児童生徒は、一般的な特徴や学習上の特性から、学習によって得た知識、技能が断片的になりやすく、実際の生活の場面で生かすことが難しいと言われています。言語や思考活動を中心として働きかける指導方法よりも、具体的な生活を中心に題材として取り上げ、実際の生活の流れの中で必要な生活経験を通して学習していくことが必要です。

各教科等を合わせて指導を行う場合には、自立活動を合わせて指導することもできますが、指導目標及び指導内容に即して効果的な指導を進める必要があります。

○各教科等を合せた指導について

各教科、特別の教科 道徳、特別活動、自立活動及び小学部においては外国語活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことを言います。知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきています。知的障害特別支援学級でも児童生徒の実態により特に必要である場合には、各教科等を合わせた指導を行うことができます。

◇各教科等を合せた指導を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくことになり、合わせて行った各教科ごとの評価を行わなければなりません。目標・内容をしっかりと考えながら計画的に指導を行っていくことが必要です。

② 週時程の例 小学校(第2学年) は特別支援学級での指導

	月	火	水	木	金
1	自立活動	国語(知3段階)	自立活動	国語(知3段階)	道徳
2	音楽	体育	国語(知3段階)	自立活動	国語(知3段階)
3	算数(1学年)	図工	生活	生活	算数(1学年)
4	国語(知3段階)	図工	算数(1学年)	算数(1学年)	音楽
5	国語(知3段階)	生単(国・算・生)	体育	体育	学活
6		生単(国・算・生)			

※生単…生活単元学習

(ア) 対象児童Bさん

- 小学校第2学年、主たる障害は知的障害（軽度）
- 衣服のボタン止めや靴のひも結びなど、日常生活動作の細部ができていない。
- 気分によって、学習への取り組み方の差が大きい。

(イ) 週時程作成の留意点

- 児童生徒の実態に応じて、各教科の目標及び内容を下学年に替えたり、知的障害特別支援学校小学部の各教科の目標及び内容に替えます（上の表では「知3段階」と表記）。
- 生活、音楽、図画工作、体育については、子ども同士のやりとりの機会が多い交流学級での交流及び共同学習を行い、学習内容の理解したり、身に付いたりできるようにします。ただし、目標及び内容については、本児の実態に合わせたものを設定します。
- 生活単元学習（国語1時間、生活1時間から充てる）では、算数、国語、生活の目標、内容を実際の生活場面に応じた活動を通して指導を進めていきます。
- 自立活動を3時間（国語2時間、算数1時間から充てる）設定し、個別の課題について自立活動を行います。

※「教科等を合わせた指導」については、特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）を参照してください。



単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の知的障害の状態や生活年齢等及び興味・関心などに応じたもので、個人差の大きい集団にも適合するものであることが大切です。そして、児童生徒が目標をもち、見通しをもって、単元の活動に意欲的に取り組み、目的意識や課題解決への意欲を育てる活動を含む単元になるようにしましょう。

② 週時程の例 中学校（第2学年） は特別支援学級での指導

	月	火	水	木	金
1	保健体育	理科（中1）	自立活動	道徳	国語（小5・6）
2	数学（小3・4）	保健体育	数学（小3・4）	保健体育	社会（中1）
3	社会（中1）	美術	外国語（中1）	外国語（中1）	技術・家庭
4	理科（中1）	外国語（中1）	国語（小5・6）	数学（小3・4）	技術・家庭
5	総合	社会（中1）	理科（中1）	音楽	理科（中1）
6	国語（小5・6）	自立活動		特別活動	総合

(ア) 対象児童Cさん

- ・中学校2学年、主たる障害は軽度知的障害。
- ・友達との人間関係は良好で、休み時間には学年の友達と遊んでいる。
- ・国語や数学の学習の理解が難しく、不器用さが見られる。

(イ) 週時程作成の留意点

- ・各教科の習得状況から下学年の目標や内容に替えます。（ ）内の学年に替えます。
- ・国語と外国語から1時間ずつとり、自立活動を設定します。

8 交流及び共同学習について

(1) 交流及び共同学習の目的

交流及び共同学習は、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の双方にとって、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となり、共生社会の実現に向けて大きな意義を有しています。

交流及び共同学習の目的は次の二つの側面があり、意識して推進していく必要があります。

- ①相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面
- ②教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面

しかし、①について、交流及び共同学習が単発での交流や障害について形式的に理解させる程度にとどまっていたり、相互理解が深まらないために適切な関わりができなかったりする場合があります。

また、②について、特別支援学級の児童生徒が通常の学級の児童生徒と同じ場にいるだけで効果的な学習につながっていなかったり、特別支援学級の児童生徒が学習の到達目標が分からず、通常の学級の児童生徒自分を比較して自己肯定感が下がったりする場合があることに留意します。

(2) 交流及び共同学習の設定

交流及び共同学習は、特別支援学級における学習活動を主として計画的に実施し、**特別支援学級での学習が交流及び共同学習で行った教科等の補充にならないように留意しなければなりません。**

特別支援学級と通常の学級のそれぞれの教育課程を尊重し、一層充実補完するための指導内容として交流及び共同学習を位置付け、双方の児童生徒にプラスになるような交流及び共同学習になるようにします。

交流及び共同学習は、通常の学級の授業として位置付けられているため、交流学級担任等と適宜情報交換を行い、効果的な学習になるように一人一人に合った支援体制を工夫する必要があります。そのため、一人一人の目標を明確にし、その児童生徒に応じた課題を設定して交流します。内容・時間・回数などは児童生徒の変容等を観察しながら成果や課題を踏まえて、柔軟な対応を行います。

(3) 交流の実施形態

①学校間交流

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等と特別支援学校の児童生徒等が交流及び共同学習を行う形態

②移住地交流

特別支援学校の児童生徒が移住地域の小・中・義務教育学校等へ行き、交流及び共同学習を行う形態

③学校内の交流

通常の学級と特別支援学級の児童生徒が交流及び共同学習を行う形態

9 個別の教育支援計画、個別の指導計画について

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障害のある児童生徒など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っています。

平成29年度の学習指導要領の改訂において、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成と活用については、「障害のある児童生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う期間との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し、活用することに努めるものとする。特に特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個々の児童生徒の実態を把握し、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、効果的に活用するものとする」と示しており、全員については作成することになっています。

なお、通常の学級において、通級による指導を受けていない障害のある児童生徒等の指導に当たっては、「個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用するに努めること」となっています。

また、特別な支援を必要とする児童生徒に対して提供されている「合理的配慮」については、個別の教育支援計画に明記し、引き継ぐことが重要です。

【参照】小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編平成29年7月（p.112～113）

中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編平成29年7月（p.111）

（1）個別の教育支援計画とは

「個別の教育支援計画」とは、障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために作成した支援計画です。

また、この教育的支援計画は、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保していくことが不可欠です。

作成に当たっては、対象の児童生徒が在籍する学校の学級担任や特別支援教育コーディネータが中心となって作成し、横のつながりである支援と、縦のつながりである継続、一貫した支援を実現させるための計画です。

また、「個別の教育支援計画」には、保護者を含め多くの関係者が関わることから、作成した内容などをあらためて保護者に確認してもらうなど、個人情報の取り扱いには十分な配慮が必要です。

※「個別の教育支援計画」の参考様式については、令和3年6月事務連絡で、文部科学省より出されていますの参考にしてください。また、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の様式について、市町村で統一した様式を使用している場合もありますので、各市町村教育委員会へ問い合わせみてください。

（2）個別の指導計画とは

「個別の指導計画」とは、障害のある児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために、個別の教育支援計画や学習指導要領などを踏まえ、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、指導目標や指導内容などをより具体的に明記した指導計画です。

「個別の指導計画」の作成には、次のような役割が期待されます。

- ①一人一人の障害の状態に応じたきめ細やかな指導が行える。
- ②目標や指導内容、児童生徒の様子などについて、関係者が情報を共有することができる。
- ③校内の教職員の共通理解や校内体制づくりに役立てることができる。
- ④個別的な指導だけでなく、集団の中での個別的な配慮・支援についても検討できる。
- ⑤児童生徒にとっても、目指す姿が明確になる。
- ⑥指導を定期的に評価することにより、より適切な指導への改善につなげることができる。
- ⑦引継ぎの資料となり、一貫性のある指導ができる。

(3) 個別の教育支援計画の作成手順とポイント

目安の時期	内 容	参加者
3月（年度末） ～ 4月（年度初め） 	①相談・引き継ぎ ・前任者や他機関から、本人に関する情報やこれまでの取組についての情報を引き継ぎます。 ・子どもが困っている状況について、保護者から相談があった場合は、面談等の場を設定して、願いや希望を聞き取ります。	新担任 全担任 特別支援教育コーディネーター等 関係職員
4月 （年度初め） 	②実態把握 ・行動観察や聞き取り、チェックリスト等を通して、子どもの発達段階や強みや弱み、学習面・生活面における課題を把握します。また、できる支援の手立てについても検討します。 ③保護者との信頼関係の構築と合意形成 ・家庭訪問や面談等の機会を利用して、子供の困難さについて、保護者との共通理解を図ります。個別の教育支援計画等の作成について、保護者の願いや希望を丁寧に聞き取り、作成へと進みます。	担任 保護者 ※必要に応じて 特別支援教育 コーディネーター
4月～ おおよそ 5月末 	④作成 ・収集した情報や本人・保護者の願いをもとに、おおよそ3年後を見通した長期目標を設定（個別の指導計画の場合は学期等で設定）します。 ・保護者の同意を得た上で、関係機関と情報交換を行い、目標や支援内容、提供する合理的配慮等を記入します。 ・原案をもとに校内委員会で検討し、関係職員で共通理解を図ります。	担任 特別支援教育コーディネーター 関係職員 関係機関
おおよそ 5月末までに 	⑤保護者への説明 ・個別の教育支援計画等の記載事項について、面談や家庭訪問等の機会を利用して、保護者に説明し合意形成を図ります。保護者との話し合いを通じて修正する部分が出てきた場合は、再度検討し、関係者で共通理解を図ります。 〈Point〉 どんな目標が「実現可能」か、という観点で話し合うことで、支援者間での共通理解が図られやすくなります。まずは、できることからスタートしていきましょう。	担任 特別支援教育コーディネーター 関係職員 関係機関 保護者

完成後 (随時)	⑥支援の実施 ・支援を開始して目標が達成された、もしくは子供の実態とのズレが生じてきた場合は、保護者や関係者と目標や支援について見直し、随時修正を行います。 〈Point〉 計画と子供の姿のズレが生じた場合には、設定した目標をさらに細分化するなど、子供の実態に応じて柔軟に修正を加えていくことが大切です。	担任 関係職員 保護者 ※必要に応じて 特別支援教育 コーディネーター
年度末 (学期)	⑦評価と次年度の目標等の確認(引き継ぎの準備) ・年度末(又は学期)に関係者で支援会議を開き、支援の成果と課題を話し合い、評価を行います。 ・次年度に向けて目標や支援内容等の確認を行い、次年度へ引き継ぎます。	担任 特別支援教育コー ディネーター 関係職員 保護者

10 特別支援学級担任の役割

特別支援学級担任は、校内の教育支援体制の整備に当たって、担当する障害種に関する教育について最も知識のある専門家として助言を行います。

(1) 校内における担当する障害種に関する教育についての専門家としての役割

小・中学校の特別支援学級担任は、校内において担当する障害種に関する教育についても最も知識のある専門家となり、通常の学級担任のみならず、特別支援コーディネーターや通級指導担当教員からの障害の理解等に関する相談を受けることもあります。また、通常の学級担任等からの相談に応じて、専門的な見地から具体的な支援方法等を助言することも重要な役割です。

(2) 特別支援学級における児童生徒への指導

特別支援学級に在籍する児童生徒への指導は、基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に基づき教育が行われますが、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導を行う際には、児童生徒の実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考にして教育課程を編成され、それに基づき指導していくことになります。

そのため、特別支援学校の学習指導要領の内容を理解して指導に生かすことが重要です。個々の障害の状態に応じた具体的な指導方法については、令和3年6月文部科学省が作成した「障害のある子供の教育支援の手引き」にも記載されていますので、活用してください。

(3) 交流及び共同学習の推進

小学校・中学校学習指導要領において、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の交流及び共同学習が求められます。

特別支援学級担任は、通常の学級担任・教科担任とも連携しながら、校内支援委員会等において、交流及び共同学習の具体的実施計画について積極的に提案等を行う必要があります。その際には、通常の学級と特別支援学級間における交流及び共同学習の目標を共有し、日頃から、通常の学級の担任・教科担任との間で密に情報交換を行うことが重要です。

(4) 特別支援教育コーディネーターとの連携

特別支援学級の担任は、学校内の特別支援教育コーディネーターと定期的な情報交換や連携をしながら、校内における教育支援体制の状態の把握に努めます。

また、特別支援学級担任は、小・中学校における担当障害種について一番の専門家であるため、他の教職員や保護者等から、様々な相談を受けることが想定されます。そのため、障害理解や支援内容等を具体的にわかりやすく説明できるようにすることが大切です。

第3章 特別支援学級の「弾力的運用」

1 特別支援学級の「弾力的な運用」とは

特別支援学級の「弾力的運用」とは、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応えるために、特別支援学級の場合や担当者の専門性を活用し、指導や支援を行うことです。これは、通常の学級に在籍し、通級の指導を受けていない発達障害等の児童生徒に対する支援の一つです。

特別支援学級担任の専門性を効果的に活用して、児童生徒の教育的ニーズに確実に応えるために、実施に当たっては校内体制を工夫することが必要となります。

【参照：「現行制度の弾力化」について】

「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」文部科学省（2005）

2 「弾力的な運用」の実例

(1) 交流及び共同学習における取組

- ・特別支援学級の在籍児童生徒が交流及び共同学習で、通常の学級において活動する際に、特別支援学級の児童生徒の支援をしながら、通常の学級の児童生徒の支援も行う。
- ・特別支援学級の教材・教具、補助プリント等の資料を活用する。

(2) 授業時間内に実施する個別指導や少人数のグループ指導

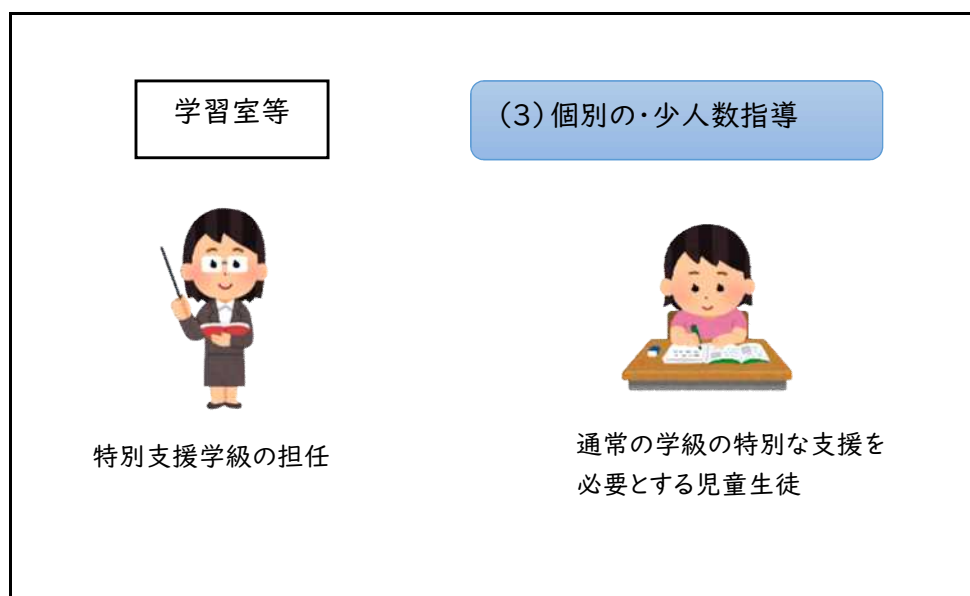
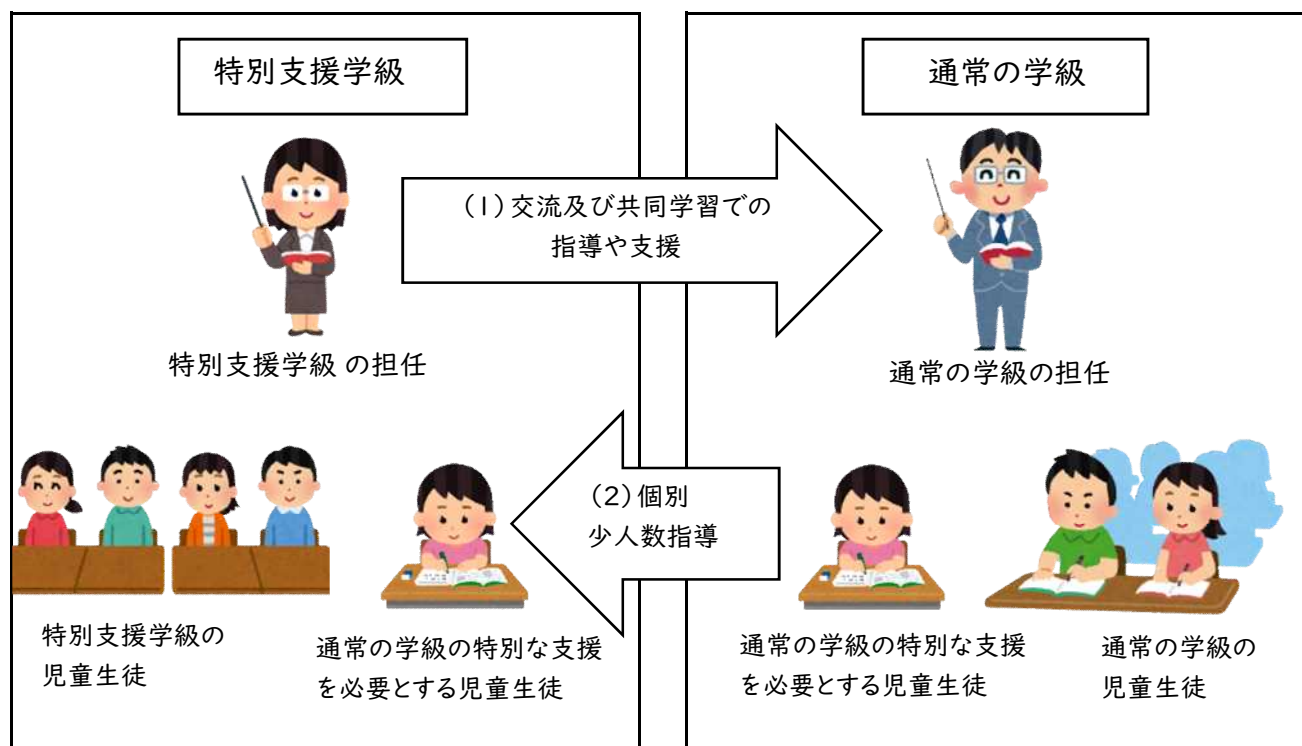
- ・通常の学級の在籍で、特別な支援を必要とする児童生徒に対して特別支援学級や学習室において、個別指導や少人数のグループ指導を行う。

(3) 授業時間外に実施する個別指導や少人数のグループ指導

【「弾力的な運用」がうまくいく場合の例】

- ・学校全体で発達障害等の児童生徒の支援を行い、通常学級の担任が自分の役割を理解し実践していること。
 - ・特別支援学級に在籍している児童生徒が少数であること。
 - ・特別支援学級担任教員の専門性が高いということ。
- (国立特別支援教育総合研修所(2007)の報告)

特別支援学級の弾力的運用のイメージ



3 特別支援学級の「弾力的な運用」の留意点

特別支援学級の「弾力的な運用」は、あくまでも現行制度内で行われるものです。「教育課程の弾力的運用」ではありません。拡大解釈をしないよう留意してください。

- ・通常の学級に在籍している児童生徒は、「特別支援学級」や「通級による指導」の対象者のように、特別な教育課程は編成できません。
- ・個別指導や少人数のグループ指導で取り出しの指導を行う場合は、通常の学級の教育課程に基づきつつ、個に応じた支援や指導が望まれます。
- ・通常の学級に在籍している児童生徒が、特別支援学級の児童生徒と同じ場で指導を受ける場合は、通常の学級の教育課程による学習内容と同じであることが条件となります。



◇「弾力的な運用」が多くの時間必要な児童生徒の場合には、学び方に応じた学習の場として特別な教育課程の編成の必要性を校内委員会等で検討し、校内就学指導へ移行することが必要な場合もあります。

◇「弾力的な運用」を行う際は、校内委員会等において、その必要性、目的、指導時間及び指導期間、指導内容、配慮事項などを明確にし、保護者の了承を得たうえで個別の指導計画に基づいた指導をすることが大切です。

※特別支援学級担任が「通常の学級在籍の学習の遅れている児童生徒に対する個別指導」を行うのは、少人数指導や補充学習等であり、「特別支援学級の弾力的運用」とは異なります。

※特別支援学級担任は、本来、特別支援学級に在籍する児童生徒のための教員です。
「特別支援学級の弾力的運用」や「通常の学級在籍の学習の遅れている児童生徒に対する個別指導」を行う際は、特別支援学級に在籍する児童生徒の指導に支障がないことが前提となります。

第2部

通級指導教室 編

第1章 通級指導教室の法的位置づけと対象

1 「通級による指導」とは

通級による指導は、小、中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な特別の指導を「通級指導教室」で受ける教育形態です。

【学校教育法施行規則第140条】

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒は除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項目（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第51条、第52条（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第52条の3、第72条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第73条、第74条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第74条の3、第76条、第79条の5（第79条の12において準用する場合を含む。）、第83条及び第84条（第108条第2項において準用する場合も含む。）並びに第107条（第117条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育過程による教育を行うことが適当なもの

上記の法令により、通級による指導の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害等であり、その他と示されているものは、肢体不自由、病弱をさしています。

ここでは、知的障害児は対象とされていないことに留意する必要があります。知的障害のある児童生徒は、発達の遅れやその特性から、小集団において、発達の段階に応じた特別な教育課程・指導法により指導することが効果的であり、通常の学級で大半の授業を受けながら通級するという教育形態は想定されていません。

2 「通級による指導」対象の児童生徒について

通級による指導の対象となる児童生徒については、以下のように示されています。

※「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」
（平成25年10月4日付け文科初等756号より）

言語障害	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
肢体不自由者	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者及び身体虚弱者	病弱又は身体虚弱の程度が、通常学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

【留意事項】

知的障害のある児童生徒は、「通級による指導」の対象ではありません。

第2章 通級指導教室の教育課程

Ⅰ 特別の教育課程について

通級による指導を受ける児童生徒は、小・中・義務教育学校・高等学校の通常の学級に在籍しています。したがって、教育課程の基本は、小・中・高等学校の学習指導要領によりますが、特別な指導として、障害を改善・克服するための指導である自立活動の時間を設けることができます。

通級による指導の教育課程の編成に当たっては、児童生徒の障害に応じて特別の指導を、小・中学校の教育課程の一部に替えたり、場合によっては加えたりすることができます。しかしながら、通級による指導の時間をすべて加えるようなことがあると、小・中学校の標準時数、高等学校の単位数から考えて、児童生徒の負担過重になることも想定されますので、気を付ける必要があります。

また、通級による指導では、自立活動の指導を行います。特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができます。

例) 学習障害に伴う国語の「読み」の指導

教科書の教材文を分かち書きにしたり、行間を広げたりして、スムーズに読めるようにする。

上記の例のように、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導として行うものであり、単なる学習の遅れを補うための指導は該当しないということに留意する必要があります。

さらに、通級による指導を担当する教員は、基本的には、一つの障害種に該当する児童生徒を指導することになりますが、指導方法の類似性等に応じて、異なる障害の児童生徒も指導することもできます。ただし、その際には担当教員の専門性の担保が必須条件となりますので、指導の継続性が図られるかどうかを慎重に検討する必要があります。

2 通級による指導形態について

(1) 自校通級

通級による指導を受ける児童生徒の在籍校に「通級指導教室」が設置されており、その教室に通い、指導を受ける。

(2) 他校通級

通級による指導を受ける児童生徒が通う「通級指導教室」が自分の学校にない場合は、通級指導教室が設置されている別の学校に通って指導を受けることが可能です。

通級による指導が他の学校で行われる場合は、当該児童生徒が在籍する学校長は、他の学校で受けた授業を、自分の学校で受けた特別の教育課程による授業とみなすことができるようになっています。

(3) 巡回による指導

通級指導教室担当教員が、所属する学校以外での学校において、通級による指導を行うこともできます。しかし、通級指導教室担当教員が、「所属する学校以外の学校において通級による指導を行う場合には、当該教員の身分取扱いを明確にすること」とされており、各市町村教育委員会において、当該教員について、複数校兼務の発令を行ったり、非常勤講師の任命を行ったりする必要があります。

3 通級指導教室での指導内容

(1) 自立活動 ⇒ (p12自立活動について 参照)

自立活動とは、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の教育課程において、特別に設けられた指導領域で、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導領域です。

自立活動の指導内容については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にして実施することとなります。

(2) 自立活動の内容

区分	項目
1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。 (5) 健康状態の維持・改善に関すること。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関すること。 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。 (4) 集団への参加の基礎に関すること。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2) 姿勢保持と運道・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4) 身体の移動能力に関すること。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2) 言語の受容と表出に関すること。 (3) 言語の形成と活用に関すること。 (4) コミュニケーションの手段の選択と活用に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

【留意事項】 自立活動の指導は、6区分27項目すべてを指導する必要はありません。個々の障害に状態に応じて、それぞれに必要な項目を選択し、それらを関連付けて指導することが重要です。

(3)通級による指導内容例

・文部科学省編著「改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引 解説とQ&A」(H30.8)を参考

	自立活動の指導内容例	各教科の内容を取り扱いながら 行う指導の例
言語障害	○正しい音の認知や模倣の指導 ○構音器官の運動の調整、発音・発語の指導など構音の改善にかかわる指導 ○話しことば流ちょう性の改善や吃音のある自分との向き合い方にかかわる指導 ○読み書きに関する指導 ○話すことの意欲を高める指導	○国語 ・教科書の文章の音読に関し、的確な発音で、かつスムーズに行うことができるようにする指導 ○社会(及び生活又は総合的な学習の時間) ・授業で、実際に作業・体験したことをまとめて発表する際に、要領よくかつ適切に話せるようにする指導
自閉症	○円滑なコミュニケーションのための知識・技能を身に付けることを主な指導内容とした個別指導 ○個別指導で学んだ知識・技能を一般化する場面としての小集団指導(グループ指導)	○国語 ・意図を読み取ることの困難さに対し、文学的な文章の中で登場人物の考えや気持ちを読み取る指導 ○生活 ・人間関係の困難さに対し、自分の意思を伝える指導
情緒障害	情緒障害の状態になった時期やその要因などに応じて中心となる指導内容が異なる ○カウンセリングを中心とする時期 ○緊張を和らげるための指導を行う時期 ○心理的な不安定さに応じた指導を行って自信を回復する時期 ※段階に応じて、障害の要因を踏まえた指導内容を適切に踏まえて指導する	○国語や社会等 ・自尊感情の低下により生じる困難に対し、人前で話すことや発表することに自信を持てるようにする指導やグループでの活動に参加意欲高める指導
難聴	○補聴器等を適切に装用する指導 ○聴く態度の育成、音声の聴取及び弁別の指導 ○日常の話し言葉の指導 ○語彙拡充のための指導 ○言語概念の形成を図る指導 ○日記等の書き言葉の指導	○国語(及び外国語活動又は英語) ・文章を読むために必要な語彙や言語概念を身に付けるための指導 ○音楽 ・歌唱、楽器の演奏に関して、補聴器等を活用しながら、より適切に行うことができるようにする指導

	自立活動の指導内容例	教科の内容を補充するための指導内容例
学習障害	○聞くことの指導 注意を持続させたり、音量に配慮させたりして、注意深く話を聞くことの必要性を理解させるなどして、態度や習慣を身に付けさせる指導等 ○話すことの指導 あらかじめ話したいことをメモしておくなどの工夫をして、書かれたものを見ながら自信をもって話をするなど ○読むことの指導 ・書いてある文字の音や意味を素早く思い出しながら音読したり、細かな違いの見極めが難しいときに漢字やアルファベットを大きく表したりするなどして、自分に適した方法を理解させ、身に付けさせる指導等 ・指示語の理解を図る指導 ・書かれた事実を正確に捉えたり、図解して主題や要点を捉えたりするなど ○書くことの指導 間違いやすい漢字やアルファベットを例示するなどして、本人に意識させながら正確に書いたり、経験を思い出しながらメモし、それを見ながら文章を書いたり、読み手や目的を明確にして書いたりするなどして、自分に適した方法を理解させ、身に付けさせる指導 ○計算することの指導 ・数概念を形成する指導 ・数概念を確認しながら計算力を高めたり、文章の内容を図示するなどしてその意味を理解させながら文章を解いたりするなど、自分に適した方法を理解させ、身に付けさせる指導 ○推論することの指導 ・図形を弁別する指導 ・空間操作能力を育てる指導 ・算数や数学で使われる用語（左右、幅、奥行き等）を理解させる指導 ・位置関係を理解させる指導 ・社会的技能や対人関係にかかわる困難を改善・克服するた	○国語（及び外国語活動又は英語） ・読みが苦手…障害の特性に応じた読みやすくなる工夫を練習 ・書きが苦手…漢字の成り立ち等について学習 ○算数・数学 ・計算が苦手…具体的な場面を想像して考え方を理解 ・推論が苦手…図形の特徴や操作の手順を言語化、視覚化
注意欠陥多動性障害	○不注意による間違いを少なくする指導 ・刺激を調整し、注意力を高める指導 ・情報を確認しながら理解することを通して自分の行動を振り返らせるなどして、自分に適した方法を理解させ、身に付けさせる指導等 ○衝動性や多動性を抑える指導 ・支持の内容を具体的に理解させたり、手順を確認したりして、集中して作業に取り組ませる指導 ・作業や学習等の見通しを持たせるなどして集中できるようにする指導 ・身近なルールを継続して守らせるようにさせるなどして、自己の感情や欲求をコントロールする自分に適した方法を理解させ、身に付けさせる指導 ・社会的技能や対人関係にかかわる困難を改善・克服するための指導 ・障害の理解を図り、自分が得意なこと・不得意なことを児童生徒に自覚させる指導	○国語 ・漢字のへんやつくり、意味に着目して比べて違いを意識できる指導 ○算数（数学） ・文章題の必要な情報に注目できるよう練習をしてから解くようにする指導

※自立活動は学習においての学びにくさを改善・克服するための土台づくりとして各教科の内容を取り扱いながら行うことは可能ですが、単なる各教科の遅れを補充するための指導とはならないように留意する必要があります。

4 通級による指導の授業時数について

通級による指導に係る授業時数については、原則として、年間35単位時間から280単位時間（週1～8時間）を標準とするよう定められています。また、特に学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）の障害種に該当する児童生徒については、年間10単位時間から280単位時間（月1～週8時間）までを標準とするとされています。

5 個別の教育支援計画と個別の指導計画について（p18参照）

平成29年度の学習指導要領の改訂において、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用については、「障害のある児童生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し、活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。」と示しており、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、全員作成することになっています。

なお、通常の学級において、通級による指導を受けていない障害のある児童生徒等も、指導に当たっては、「個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に努めること」となっています。

【参照】小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編平成29年7月（p112～113）

中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編平成29年7月（p111）

6 指導要録への記載について

指導要録の内容については、平成31年3月19日付け30文科初等第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」に示されています。

この通知によると、指導に関する記録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」において、「通級による指導を受けている児童については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を端的に記入する。」とされています。また、個別の指導計画を作成している場合において当該指導計画に上記にかかわる記載がされている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能であるとされています。中学校も同様です。

なお、小・中学校の指導要録の様式については、各市町村教育委員会等において定められています。

7 通級指導教室担当教員の役割について

通級指導教室担当教員は、校内の支援体制の整備に当たって、専門的な見地から助言を行います。

(1) 通級による指導を受ける必要のある児童生徒の早期支援

校内支援員会に参加したり、通常の学級を巡回したりして、通級による指導を受ける必要のある児童生徒に対して、早期からの支援につなげる役割があります。

(2) 通級による指導における児童生徒への指導

特別支援学校の学習指導要領に規定する自立活動の目標や内容を参考にして実施することとなります。自立活動の実態把握から目標・内容設定の考えかたや手続きについては、特別支援学校の学習指導要領解説の自立活動編に記載がありますので、必ず把握するようにします。

また、個々の障害の状態に応じた具体的な指導方法については、文科省が作成した「障害のある子供の教育支援の手引」（令和3年6月）等にも記載されています。

(3) 通常の学級の担任等と連携した児童生徒への支援

通常の学級の担任に対して、特別支援教育に関する助言を行います。通級による指導を受ける児童生徒は、学校生活のほとんどの時間は通常の学級の集団指導の中で学習をしているため、実際に巡回し、児童生徒等の実態を把握することで、通級による指導に生かしたり、通級による指導と通常の学級での一貫した指導につなげたりすることが必要です。

また、中学校においては、学級担任はもちろん、教科担当教員とも連携をし、通級による指導を受けている生徒の特性や通級指導教室での学習内容等について、情報共有をするなど、日頃から連携を図ることが重要になってきます。

(4) 特別支援教育コーディネーターとの連携

通級担当教員は、校内の特別支援教育コーディネーターと定期的な情報交換を行い、校内における支援体制の状況把握に努めます。

通常の学級の担任をサポートする立場でもありますので、日頃から気軽に相談し、協力し合える関係を作っておくことが大切です。

また、通級担当教員は、校内の支援等を効果的に行うため、特別支援教育コーディネーターとの役割分担を明確にします。また、他校通級や巡回指導において、他校の児童生徒を指導している場合は、その学校の特別支援教育コーディネーターとの連携を図ることも重要です。

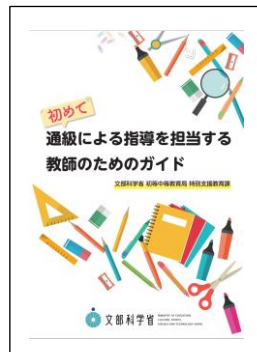
(5) 校内支援委員会への協力

通級担当教員は、専門的な知識を有する者として、校内支援委員会の構成員となります。

特に、通級による指導を受けている児童生徒の個別の教育支援計画等を作成する際には、積極的に話し合いに参加し、指導・支援の際の役割分担などについて、担当者として提案することが望まれます。また、他校の児童生徒を指導している場合には、その学校の校内支援委員会に協力することも望まれます。

※「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」（文部科学省）も参考にしながら、通級による指導に取り組んでいきましょう。

引用・参考資料の URL と QR コード



[初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド：文部科学省 \(mext.go.jp\)](https://www.mext.go.jp)

初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド（文部科学省）



https://www.nise.go.jp/nc/study/others/disability_list/intellectual/sk-basket

「知的障害特別支援学級担当者のための授業づくりサポートキット（小学校編）すけっと（Sukett）」（国立特別支援教育総合研究所）



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm

「障害のある子供の教育支援の手引」文部科学省



自立活動の指導の仕方の参考になりますので他の
障害種の支援学級の先生方もぜひご覧ください。

「自閉症のある子どもの自立活動の指導について考えよう

(国立特別支援教育総合研究所)」



合理的配慮等の実践事例を検索することができます。

[インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクル DB）（nise.go.jp）](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm



自立活動ハンドブックや教材・教具、支援ツール
など参考になる資料やリンク等がありますので、
ぜひご確認ください。

沖縄県総合教育センター 特別支援教育班

[特別支援教育班（open.ed.jp）](https://open.ed.jp)



インクルーシブ教育システムの推進を目指す特別支援学級の教育課程編成・実施ガイドブ
ックー知的障害および自閉症・情緒障害特別支援学級を中心にー

(国立特別支援教育総合研究所)

https://www.nise.go.jp/nc/cabinets/cabinet_files/download/1079/b77fa4ff447030a14189a71d3a483a96?frame_id=1235

参考・引用資料

- 1 特別支援学校学習指導要領解説 各教科等（小学部・中学部） 平成30年 3 月
- 2 特別支援学校学習教育要領・学習指導要領解説 自立活動編 平成30年3月
- 3 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 平成29年7月
- 4 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 平成29年7月
- 5 教育支援資料 ～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～
平成25年10月
- 6 文部科学省：交流及び共同学習ガイド 平成31年 3 月
- 7 第一法規：特別支援教育ハンドブック 令和元年
- 8 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会
：「特別支援学級」と「通級指導による指導」ハンドブック 令和元年
- 9 国立特別支援教育総合研究所
：小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブックー試案ー
平成28年 3 月
- 10 長崎県教育委員会
：特別支援学級及び通級指導教室教育課程編成の手引き（小学校・中学校用） 令和 4 年
- 11 埼玉県立総合教育センター：特別支援学級ハンドブック 平成30年
- 12 新潟市教育委員会：管理職と担任のための特別支援学級ガイドブック 平成29年
- 13 岡山県総合教育センター：自立活動ハンドブック 平成27年
- 14 長野県教育委員会：特別支援学級ガイドライン 平成26年
- 15 茨城県教育研修センター：特別支援学級スタート応援ブック 授業づくり編 第 3 版
平成31年
- 16 文部科学省:初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド
- 17 文部科学省:「障害のある子供の教育支援の手引」 令和3年 6月
- 18 国立特別支援教育総合研究所：インクルーシブ教育システムの推進を目指す特別支援学級の教育課程編成・実施ガイドブックー知的障害および自閉症・情緒障害特別支援学級を中心にー
- 19 文部科学省：改訂第 3 版 「障害に応じた通級による指導の手引」解説とQ&A